

# 岐阜県公報

第 二 千 六 百 二 号

平 成 二 十 六 年 十 一 月 二 十 八 日

(金曜日)

## 目 次

### 告 示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 七四〇<sup>ハ</sup>

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 七四〇

指定訪問看護事業者等の指定

(同) 七四一

指定訪問看護事業所等の所在地の変更届出

(同) 七四一

指定医療機関の廃止の届出

(同) 七四一

指定医療機関の指定辞退

(同) 七四一

区画漁業の免許

(農 政 課) 七四二

林業用種苗生産事業者の登録

(森林整備課) 七四二

道路の区域変更

(道路維持課) 七四三

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(身体障害者更生相談所) 七四三

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 七四四

平成二十六年度砂利採取業務主任者試験合格者

(商工政策課) 七四四

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 七四四

公共測量の実施

(用 地 課) 七四五

指定自立支援医療機関の指定

(身体障害者更生相談所) 七四五

平成二十七年岐阜県立高等学校全日制の課程、定時制の

(教育総務課) 七四六

課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員

(教育総務課) 七四六

## 正 誤

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

(防 災 課) 七五〇

告示

岐阜県告示第六百五十八号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社	所在地
映画	淫乱人妻ドライバー	男を乗せて、乗せられて	新日本映	岐阜県
	俺と彼女と彼女の事情		新日本映	岐阜県
	ナターシャの愛欲	寒い国から来た未亡人	新日本映	岐阜県
	黒下着の女	欲情の蜜	オーピー映	岐阜県
	車内痴漢	ヌケキな指あそび	大蔵映	岐阜県
	人妻・未亡人	不倫汗まみれ	新東宝映	岐阜県
	女弁護士	探ませて勝訴	オーピー映	岐阜県

2 指定年月日

平成26年11月28日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百五十九号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一

部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
こころの発達 キッズ クリニック	各務原市蘇原六軒町二二四	平成二六・五・一
ひびのメンタルクリニック	美濃加茂市太田町字後田二五九一 朝日プラザ美濃加茂ステーション コーア一階一〇三号	同
大八 診療所	高山市松之木町八二八二	同
たかとも 眼科	山県市高富二一三一	同
すみれ薬局 東野店	恵那市東野字浜井場二〇一七七	同
アイセイ薬局 下呂店	下呂市森字上ヶ平二二三三	同
あさひ 薬局	高山市朝日町万石字中野二二五	同
グッドワン調剤薬局	美濃加茂市太田町二五九一 朝日プラザ美濃加茂ステーション コーア一F	同
トーカイ薬局 各務原中央店	各務原市那加桜町三二二八二	同
まつもと 薬局	岐阜市肥田浅野朝日町二二二	同
スギ薬局 高山中央店	高山市初田町三四五	同
みんなのいぶきクリニック	大垣市見取町一八〇一	平成二六・五・一六

岐阜県告示第六百六十号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 トケア	多治見市松坂町一	たじみ松坂訪問看護ステーション	多治見市松坂町一	平成二六・一・一
有限会社 ケアサービス	美濃加茂市本郷町六七三〇	ケアーズ訪問看護ステーションのみかも	美濃加茂市太田町二四八一 竹ビルディング一三 四階	同
フライトスタッフ株式会社	高山市桐生町一四一	すまいる訪問看護ステーション	高山市下切町一〇七〇 下切一 B ビエナ	同

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の

一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から訪問看護ステーション等の所在地に変更があった旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐阜市藪田南五一四 岐市民ふれあい会館一棟五階	下呂訪問看護ステーション	新 下呂市森七九一 二七 旧 下呂市森八八三 福祉会館 下呂	平成二六・一・二四

岐阜県告示第六百六十二号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所在地 廃止年月日  
 大八診療所 高山市松之木町八二八 二 平成一五・九・一五  
 岩島齒科医院 瑞浪市一色町二二二二一 一 平成二六・二・六  
 まつもと薬局 土岐市肥田浅野朝日町二二二二 平成二六・四・三〇  
 すみれ薬局 東野店 恵那市東野字浜井場二〇〇七二 二 同

岐阜県告示第六百六十三号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 所在地 指定辞退年月日  
 さぐち内科 美濃加茂市加茂野町今泉一五四九 三 平成二六・四・三〇

岐阜県告示第六百六十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十六年十一月一日第二種区画漁業を次のとおり免許した。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

漁業の免許の内容たるべき事項等の告示の際の公示番号	内区二十六第七号	免 許 番 号	内区二十六第七号	漁業権者の氏名及び住所	古川和雄 養老郡養老町田五〇番地	免許の内容等	平成二十五年岐阜県告示第三百十二号のとおり。ただし、存続期間については、平成二十六年岐阜県告示第四百八十一号のとおり
---------------------------	----------	---------	----------	-------------	---------------------	--------	--

岐阜県告示第六百六十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次の者を林業用種苗生産事業者として登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

登録番号	一九三五	氏名又は名称及び住所	奥美濃建設株式会社 郡上市明宝大谷八二二番地	生産事業の内容	種 穂 採取及び精選	事業所の名称及び所在地	奥美濃建設株式会社 郡上市明宝大谷八二二番地
	一九三六	株式会社北栄建設 郡上市白鳥町二日町六四五番地一		種 木 採取及び精選	種 穂 採取及び精選	株式会社北栄建設 郡上市白鳥町二日町六四五番地一	

岐阜県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考			
岐 道		下 桑		中 原		後		前		A		B			
				羽島市桑原町八神字旧地 頭二〇四九番一地从先から		同 市下中町石田字郷付 四八一番四地先まで		同 市下中町石田字郷付 四八一番四地先まで		同 市下中町石田字郷付 四八一番四地先まで		同 市下中町石田字郷付 四八一番四地先まで		A、B及びCの関係を図面に表示するに於ける区分をいふ	
				同 市同 町同 字郷付 四七九番七地先まで		同 市同 町同 字郷付 四七九番七地先まで		同 市同 町同 字郷付 四七九番七地先まで		同 市同 町同 字郷付 四七九番七地先まで		同 市同 町同 字郷付 四七九番七地先まで			
				同 市同 町同 字郷付 四七九番七地先まで		同 市同 町同 字郷付 四七九番七地先まで		同 市同 町同 字郷付 四七九番七地先まで		同 市同 町同 字郷付 四七九番七地先まで		同 市同 町同 字郷付 四七九番七地先まで			

岐阜県告示第六百六十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県

規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指定年月日
内 科	鷓飼 現	羽島郡笠松町田代一八	平成二〇一〇
同	徳山 清信	同	同
循環器内科	北村 倫也	同	同
外 科	内村 正史	東可児病院	同
脳神経外科	西尾 実	にしおクリニッ	同
同	米澤 慎悟	土岐市立総合病	同
同	大脇 久敬	多治見市民病院	同
外 科	鈴木 和義	藤掛病院	同
内 科	四方 進	同	同
同	三輪美津留	クリニックラブ	同
呼吸器外科	藤田 興一	大垣徳洲会病院	同
内 科	荒川 成治	中部クリニッ	同
循環器内科	下條 隆	羽島市民病院	同
消化器内科	大西 隆哉	同	同
外 科	山田 達治	医療法人社団友	同
同	稲田 清嗣	輪会山田医院	同
同	稲田 清嗣	稲田クリニッ	同
		海津市平田町今尾八〇	同

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Alizo un sorriso
- 三 代表者の氏名 熊田 由弘
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市切通七丁目二番二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、観光の振興及び地域の活性化の推進を目的としたイベント等の企画・開催に関する事業、文化・スポーツの振興を目的としたイベント等の企画・開催に関する事業、福祉施設等を訪問してのイベント等の企画・開催に関する事業、地産地消の推進及び地域の特産品の啓発に関する事業、地域住民の交流及び社会教育の推進を目的としたイベント・セミナー・交流会等の企画・開催を目的としたイベント・交流会等の企画・開催に関する事業、世世代代交流の推進を目的としたイベント・交流会等の企画・開催に関する事業、観光の振興及びまちづくりの推進の支援に関する事業、観光の振興及びまちづくりの推進を行う個人・団体等への支援・協力に関する事業を行い、地域の活性化、文化・スポーツの振興、地域福祉の充実を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

平成二十六年度砂利採取業務主任者試験合格者

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により実施した平成二十六年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号 受験番号

- 二 二 三
  - 一四 一七
  - 二〇 二二
  - 二三 二五
  - 二六 三一
  - 三四 三六
  - 三九 四三
- 以上十四名

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年十一月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年十一月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社カネスエ・あーすワン

三 建物の名称及び所在地

カネスエ岐大前店  
岐阜市折立字北浦三一一  
変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 休日 午前九時、平日 午前十時から午前零時

(変更後) 午前七時から午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 休日 午前八時三十分、平日 午前九時三十分から午前零時三十分

(変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

多治見市

二 作業種類

公共測量（写真地図作成）

三 作業期間

平成二十六年十一月二十五日から

同 二十七年三月二十七日まで

四 作業地域

多治見市

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法

第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの  
（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	診療科目	担当しよつととする医療の種類	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
郡上市国保白鳥病院	郡上市白鳥町為真	内科	腎臓	更生	平成 二六・三・一

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
つば川薬局	関市富之保二〇〇一	育成・更生	平成 二六・三・一
大手町薬局	美濃加茂市大手町二三〇	同	同
貴船薬局平田店	海津市平田町三郷六三三	同	同
かわむら薬局	羽島市福寿町浅平三三二六	同	同
中部薬品高山西薬局	高山市上岡本町二四五二二	同	同
にしむら調剤薬局	土岐市妻木平成町一一二〇	同	同
かとう薬局	郡上市八幡町小野二一一	同	同
あいらんど調剤薬局本店	関市住吉町二五二	同	同
アイセイ薬局おおくて店	瑞浪市大湫町一一三五四	同	同

（訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
-----	-------	-----------	-----------

市立恵那病院訪問看護  
ステーション

恵那市大井町二七二五

育成・更生

平成  
二六・三・一

平成二十七年岐阜県立高等学校全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）第二条第二項の規定により、平成二十七年岐阜県立高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美



## 平成27年度 岐阜県立高等学校入学定員

単位：人

県 立 全 日 制 の 課 程							
学科 高等学校	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
岐 阜	400						400
岐 阜 北	360						360
長 良	400						400
岐 山	280				理 数 80		360
加 納	320				音 楽 40 美 術 40		400
羽 島 北	320						320
岐阜総合学園						320	320
岐 阜 城 北					生活文化 80	160	240
岐 阜 商 業				情報処理 120 国際コミュニ ケーション 40 流通ビジネス 160 会計システム 80			400
岐 南 工 業			機 械 120 自 動 車 40 電 気 40 電 子 40 建 築 40 土 木 40				320
各 務 原	240				理 数 40 英 語 40		320
各 務 原 西	320						320
岐阜各務野				ビジネス 200	情 報 40 福 祉 40		280
本 巢 松 陽	240						240
岐 阜 農 林		動物科学 40 園芸科学 40 食品科学 40 流通科学 40 生物工学 40 森林科学 40 環境科学 40					280
山 県	80 ビジネスコース 80						160
羽 島	200						200
岐 阜 工 業			機 械 80 電 気 40 電 子 40 化学技術 40 建設工学 40 電子機械 40 デザイン工学 40 設備システム 40				360
揖 斐	40 ビジネスコース 40				生活環境 80		160
池 田	160						160
大 垣 北	320						320

大 垣 南	240						240
大 垣 東	280				理 数 40		320
大 垣 西	240						240
大 垣 養 老		食品科学 40					120 240
		環境園芸 40					
		生産科学 40					
大 垣 商 業				総合ビジネス 120 会 計 80	情 報 80		280
大 垣 工 業			機 械 80				320
			電 気 40				
			電 子 40				
			情報技術 40				
			化学技術 40				
			建設工学 40				
			電子機械 40				
大 垣 桜					服飾デザイン 40		200
					食 物 40		
					生活文化 80		
					福 祉 40		
不 破	120						120
海 津 明 誠	120			情報処理 40	生活福祉 40		200
郡 上 北	80						120
	ビジネスコース 40						
郡 上	120	食品流通 40					40 240
		森林科学 40					
武 義	120			商 業 40			200
				情報処理 40			
関 有 知	120				生活福祉 40		160
関	280						280
加 茂	320				理 数 40		360
加 茂 農 林		食品科学 40					200
		園芸流通 40					
		環境デザイン 40					
		森林科学 40					
		生産科学 40					
八 百 津	120						120
東 濃	120						120
東 濃 実 業				ビジネス管理 80	生活文化 80		240
				ビジネス情報 80			
可 児	280						280
可 児 工 業			機 械 80				200
			化学技術 40				
			建設工学 40				
			電気システム 40				
多 治 見	200						240
	自然科学コース 40						
多 治 見 北	240						240
多 治 見 工 業			セラミック 40				160
			デザイン 40				
			電子機械 40				
			電気システム 40				
瑞 浪	80				生活福祉 80		160

土 岐 紅 陵						120	120
土 岐 商 業				ビジネス 160 ビジネス情報 40			200
恵 那	160				理 数 80		240
恵 那 南						120	120
恵 那 農 業		園芸科学 40 食品科学 40 園芸デザイン 40 環境科学 40					160
中 津	200						200
坂 下	40				生活文化 40 福 祉 40		120
中 津 商 業				ビジネス 120 ビジネス情報 40			160
中津川工業			機 械 40 電 気 40 建設工学 40 電子機械 40				160
益 田 清 風	80			ビジネス会計 40 経営情報 40		80	240
斐 太	280						280
飛 驒 高 山	80	園芸科学 40 生物生産 40 環境科学 40		情報処理 40 ビジネス 40	生活文化 40		320
高 山 工 業			機 械 40 電 気 40 建築インテリア 40 電子機械 40				160
吉 城	120				理 数 40		160
飛 驒 神 岡						80	80
県立高等学校 計	7,920	960	1,680	1,600	1,320	1,040	14,520

(注) 各務原西高等学校、本巣松陽高等学校、不破高等学校、東濃高等学校、中津高等学校及び総合学科は単位制

単位：人

県 立 定 時 制 の 課 程							
学科	普 通 科	農 業 に 関 する 学 科	工 業 に 関 する 学 科	商 業 に 関 する 学 科	家 庭 に 関 する 学 科 及 び そ の 他 の 学 科	総 合 学 科	計
高等学校							
華陽フロンティア	部 80 部 80 部 40						200
岐 阜 商 業				商 業 40			40
岐 阜 工 業			工 業 技 術 40				40
大 垣 商 業				商 業 40			40
大 垣 工 業			工 業 技 術 40				40
加 茂	40						40
東濃フロンティア	部 40 部 40 部 40						120
中 津	40						40

飛 驒 高 山	40						40
計	440		80	80			600

(注) 県立定時制課程は単位制

単位：人

県 立 通 信 制 の 課 程							
学科	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
高等学校							
華陽フロンティア	240						240
飛 驒 高 山	80						80
計	320						320

(注) 県立通信制課程は単位制

単位：人

県 立 専 攻 科							
学科	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
高等学校							
多治見工業			陶磁科学芸術 30				30

正 誤

(原稿誤り)

平成二十六年四月一日号外(六) 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十六年岐阜県規則第五十号)五頁上段後から六行目中「同項中」は「同項第五号中」の、同段後から五行目中「特用林産物」は「特用林産物並びに」の誤り。

平成二十六年十一月二十八日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社